

鳥取県細胞検査士会会則

第1章 目 的

- 第1条 本会は鳥取県細胞検査士会と称する。
第2条 本会は鳥取県臨床細胞学会の一組織とする。
第3条 本会の事務局は幹事の所属する施設に置く。

第2章 目 的

- 第4条 本会は鳥取県における細胞検査士の知識向上と臨床細胞学の発展と普及を図ることを目的とする。

第3章 会 員

- 第5条 本会は鳥取県細胞検査士会に所属する会員で、この会に賛同する者によって構成する。
第6条 会員は退会、または転勤などの移動のあった場合には、本会事務局に届出なければならない。

第4章 役 員

- 第7条 本会に以下の役員を置く
会長1名 副会長2名 幹事(会計1名含む)若干名
第8条 幹事は本会会員の互選により決定する。
第9条 会長および副会長は、役員互選により決定する。
第10条 会計監査は役員会にて2名選出する。
第11条 役員会は会長、副会長、幹事をもって構成する。
役員会は年1回以上開催し、この会に関する重要事項を協議決定する。
また、会長は重要事項の協議のため随時役員会を召集することができる。
第12条 役員任期は2年間とし、再任をさまたげない。

第5章 総 会

- 第13条 本会は毎年1回総会を開催する。
第14条 総会は本会員の過半数以上の出席を必要とする。
但し、委任状は出席とみなす。

第6章 事業

- 第15条 本会は次の事業を行う。
1. 研究会、セミナー、研修会などの計画、実施。
 2. その他本会が必要と認める事業。

第7章 会計

- 第16条 本会の経費は会費および寄付金をもって当てる。
- 第17条 会費、その他は細則による。
- 第18条 本会の会計年度は毎年12月1日に始まり、翌年11月30日に終わる。
本会の決算は毎年会計年度終了後会計監査を経て総会の承認を得なければならない。

第8章 会則の変更

- 第19条 本会則の変更は役員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

細 則

- 1) 会費は年間 2,000円とする。
- 2) 会員以外は講演会、セミナー参加費を各1,000円とする。
- 3) 細胞検査士会養成事業参加費（会員以外）を500円／1回とする。
- 4) 講師料
 県内医師：10,000円
 県外医師：検査士会単独では呼ばない
 県内細胞検査士：無料
 県外細胞検査士：20,000円＋交通費

付 則

- 1) 本会則は平成7年4月1日から実施する。

改定 平成 8年4月1日
改定 平成 9年4月6日
改定 平成 13年4月7日
改定 平成 14年7月27日
改定 平成 24年4月15日
改定 平成 26年4月13日
改定 平成 28年4月9日
改定 令和元年11月30日